資料６

第1部　第3次あま市地域福祉計画
骨子案

序章　第2次計画の進捗状況

序章　第２次計画の進捗状況

1. 第２次あま市地域福祉計画の概要

本市においては、平成 26 年（2014 年）３月に、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の５年を期間とする「第１次あま市地域福祉計画」を策定しました。その後、計画期間の終了に伴い、平成 31 年（2019 年）３月に、平成 31 年度（2019 年度）から令和５年度（2023 年度）までの５年を期間とする「第２次あま市地域福祉計画」を策定しました。

「第２次あま市地域福祉計画」では、「あまでつくる新たな福祉コミュニティ」を基本理念とし、福祉コミュニティに主眼を置いた３つの基本方針とその目標（５つの重点施策）により取組を進めてきました。

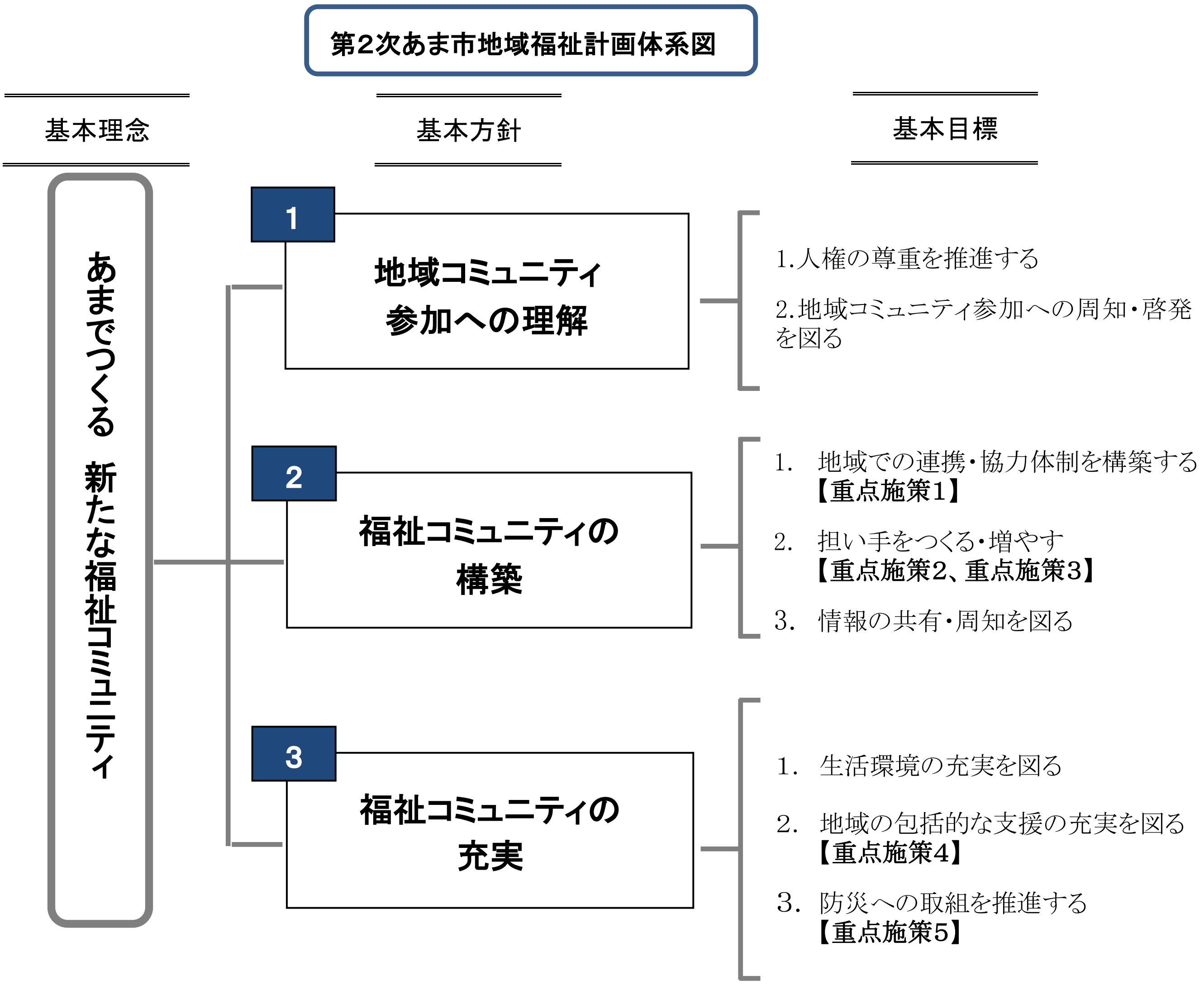

2. 第２次あま市地域福祉計画の取組

基本方針１　地域コミュニティ参加への理解

地域福祉推進の大きな課題として、地域コミュニティの弱体化があり、地域コミュニティの必要性や参加の重要性等の周知、地域活動や行事の参加促進を行ってきました。また人権尊重の意識啓発や人権教育の充実を図るなど、地域の思いやりや支え合いの理解を深めるための事業を行ってきました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部の福祉教育の事業の縮小や地域におけるふれあい・いきいきサロンの中止や利用者減少がありましたが、市民活動祭「あまのわ」の参加者増加など、地域主体による市民活動が着実に根付きつつあります。

今後は、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人まで多様な市民が集い、参加する地域活動を促進する環境づくりに取り組む必要があります。

基本方針２　福祉コミュニティの構築

地域共生社会の実現に向けて NPO 団体・市民ボランティアなど多様な主体による連携の推進や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携強化に取り組んできました。また生活支援体制整備協議体の設置による情報共有、地域資源の把握や生活支援コーディネーターの配置、地域学校協働活動の推進など、地域での幅広い連携により市内の福祉コミュニティ構築を図っています。しかし、地域の見守りネットワークの確立やボランティア等の育成はボランティアのコーディネートに課題があるため、今後は市内でボランティアが活躍できる環境整備に取り組んでいく必要があります。

基本方針３　福祉コミュニティの充実

いつまでも安心して暮らせるまちづくりのために、子育てや高齢者・障がいのある人等、誰もが地域で安全に安心して暮らせるコミュニティの充実に取り組んできました。また、生活困窮者への支援については、コロナ禍における支援を継続的に行い、積極的なアウトリーチによる相談支援を行ってきました。令和３年４月には権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用促進の相談支援を実施しています。

今後は複合的な課題へ重層的な支援により対応するための重層的支援体制の整備に向けて、関係機関と調整のうえ引き続き取り組んでいきます。

重点施策１　地域の交流拠点づくりの推進

① ふれあい・いきいきサロンの充実

地域における多世代の交流の拠点として、各地区でのサロンの開設を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部サロンの廃止を余儀なくされるほか、参加者が減少する結果となりました。今後は参加者の増加のため、サロンの周知を図っていくことが必要です。

■ふれあい・いきいきサロン数

成果指標	平成 29 年度（2017 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023 年度）
	実績	実績	実績	実績見込
ふれあい・いきいきサロン数	27	２９	２７	

② 生活支援体制整備協議体の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活支援体制整備協議体の会議開催が制限されましたが、あま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とともに第１層、第２層協議体により、ネットワーク間の情報共有・連携強化を行ってきました。今後も各地区での地域課題の抽出や地域資源の把握を行っていきます。

③ 学校と地域の連携体制の確立

地域学校協働活動の活動の情報共有のため連絡会議を開催したほか、地域ボランティアと連携した地域学校協働活動に取り組んできました。今後も活動の継続のために、市民活動センターや各種団体と連携したボランティアの確保に努めていきます。

重点施策２　活動の担い手の育成・増加

① 地域活動への参加啓発

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、地域活動が実施できない状況が続いていましたが、市民活動祭「あまのわ」は徐々に再開し、参加者数を増加させることができました。今後も地域活動の多様な参加者を増やすため、活動の周知を継続していきます。

② 人権・福祉教育の充実

関係機関と連携し、地域や学校、保育園など様々な場所での人権教育の活動を推進してきました。今後も新しい人権課題などに対応した人権教育・福祉教育を実施していきます。

重点施策３　ボランティア活動の推進体制整備

① ボランティア活動の窓口整備

市民ボランティアの窓口である市社協、市民活動センター、教育委員会が連携して体制整備に取り組んできました。今後は、ボランティアコーディネーターの配置による活動の総合的なコーディネート機能に取り組む必要があります。

② ボランティア参加者の増加

各種ボランティア養成講座の開催によりボランティア人材の育成に取り組んできました。今後も中高生を対象とした養成講座やボランティアマッチングにより、参加者の増加に取り組んでいきます。

■安心支え合いネット員の登録者数及び利用者数

成果指標	平成 29 年度（2017 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023 年度）
	実績	実績	実績	実績見込
ネット員数	132 人	146 人	141 人	人
利用者数	174 人	199 人	181 人	人

重点施策４　福祉総合相談窓口の設置

① 生活困窮者自立支援事業の充実

コロナ禍において相談件数が急増する中でも、継続的に生活困窮者の支援を行ってきました。窓口への来所相談対応のみならず、アウトリーチによる相談支援も行っています。また、生活困窮者の個別課題に幅広く支援を提供できるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業の任意事業を事業化し、実施することができました。今後は物価高騰の影響による新たな生活困窮など社会的背景を踏まえた支援ができるよう、引き続き自立支援に取り組んでいきます。

■生活困窮者自立支援事業の相談件数

成果指標	平成 29 年度（2017 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023 年度）
	実績	実績	実績	実績見込
新規相談件数	273 件	626 件	427 件	件

② 成年後見制度の利用促進

令和３年４月に権利擁護センターを設置し、相談支援に取り組むほか、法人後見の事業化を行いました。今後は第２次成年後見制度利用促進計画に基づき、地域での成年後見制度の利用促進の取組を推進していきます。

重点施策５　災害時の支援体制の整備

① 自主防災会の活動への参加促進

コロナ禍により防災訓練の実施回数が減っていましたが、令和３年以降は実施回数・参加者とも増加しています。自主防災会へ補助金を交付し、防災倉庫などの整備の支援を行いました。

② 避難行動要支援者個別支援計画作成の促進

避難行動要支援者システムを導入し、名簿登録された要支援者の同意の上、避難支援等関係者への名簿情報の提供に取組みました。今後は同意を得られた要支援者の名簿を関係機関と共有することで、さらに個別避難計画の作成を進め、地域防災力の向上を図っていきます。

■避難行動要支援者個別避難計画の作成者数

成果指標	平成29年度（2017年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
	実績	実績	実績	実績見込
個別避難計画作成者数	０人	２９人	３１人	人

第1章　第3次計画の策定背景

第１章　第３次計画の策定背景

1. 計画の策定体制

本計画は、市民の協力のもとアンケート調査などの現状把握を行い、あま市地域福祉計画推進委員会による計画の審議や庁内部局等の調整、パブリックコメントを経て策定しました。

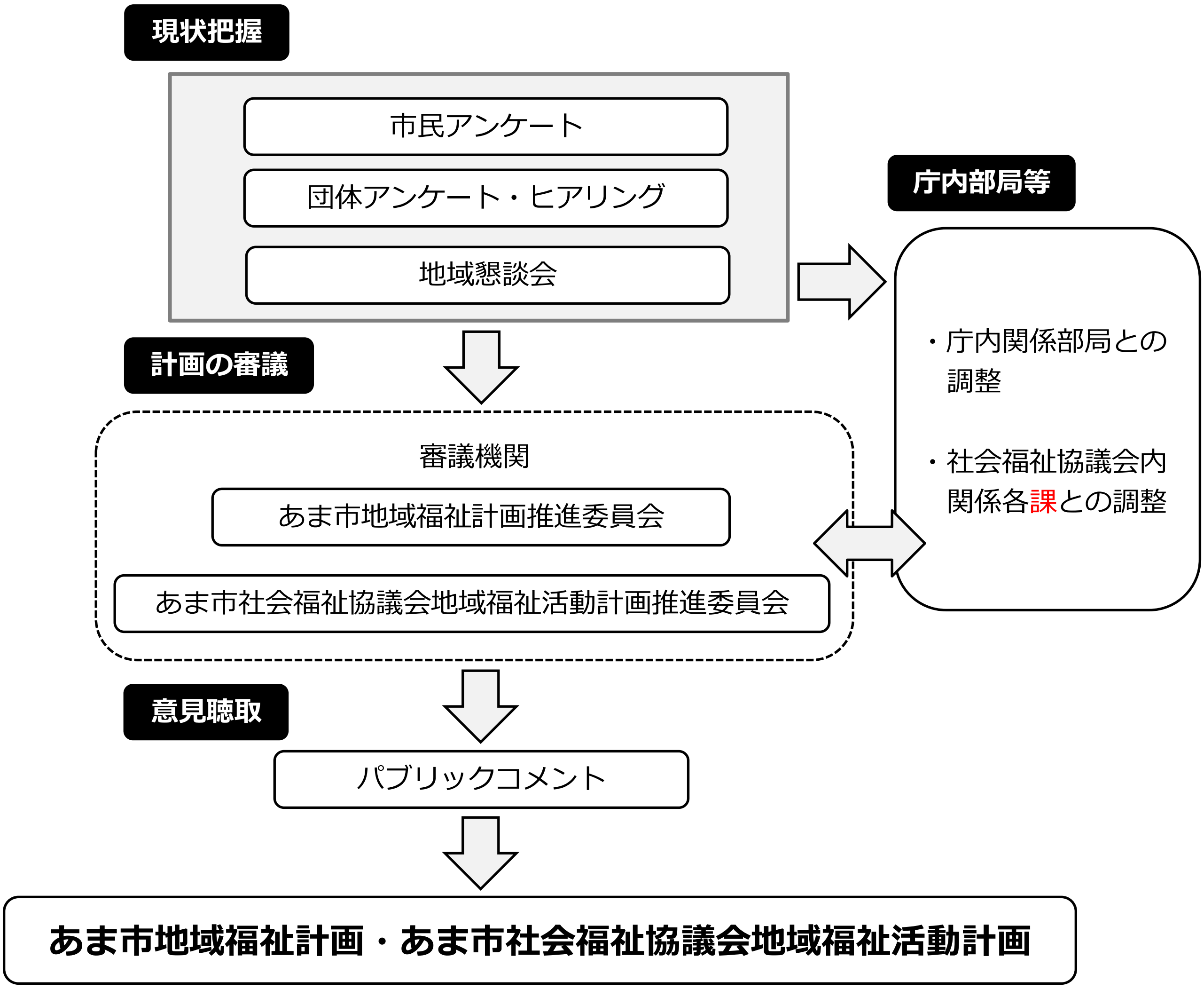

■現状把握の状況

区分	概要
市民アンケート調査	18 歳以上の市民から 3,000 人を無作為抽出し、調査票を郵送する方法で、地域に対する意識や身近な地域福祉の課題について、把握することを目的として実施しました。
団体アンケート及び団体ヒアリング調査	市内の関係福祉団体 30 団体に、調査票を郵送する方法で、地域福祉に対するご意見をうかがい、今後の取組への反映を目的として実施しました。また、ご協力いただいた 6 団体に対し対面でのヒアリング調査を実施しました。
地域懇談会の実施	「地域福祉の課題の共有と課題解決のアイデア」をテーマに、対面形式で、地域住民の立場で協議・検討することを目的に全３回開催しました。

■あま市地域福祉計画推進委員会の設置

保健・医療、社会福祉、高齢福祉、児童福祉、教育関係の代表者及び学識経験者等で構成される「あま市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画策定における協議を行いました。

■パブリックコメントの実施

広報あま、市公式ウェブサイトにより、計画策定に当たってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

2. あま市における地域課題

アンケート調査及び地域懇談会等から、本市が抱える地域課題の現状についてまとめました。

（1）地域とのかかわりに関する課題

自治会の加入率は 7 割以上であり、地域活動への参加意向についても全体で 5 割を超えています。一方で、地域活動への参加状況は約 3 割となっており、参加のきっかけづくりなど参加を促すための取組が求められています。

地域懇談会では近所付き合いの希薄化や町内会の加入者が減少しているとの意見があり、交流の場づくりや世代間のコミュニケーションの必要性が指摘されており、対象を問わない包括的なつながりを創出していく必要があります。

【市民アンケート調査結果】

① 自治会の加入状況について（地区別）

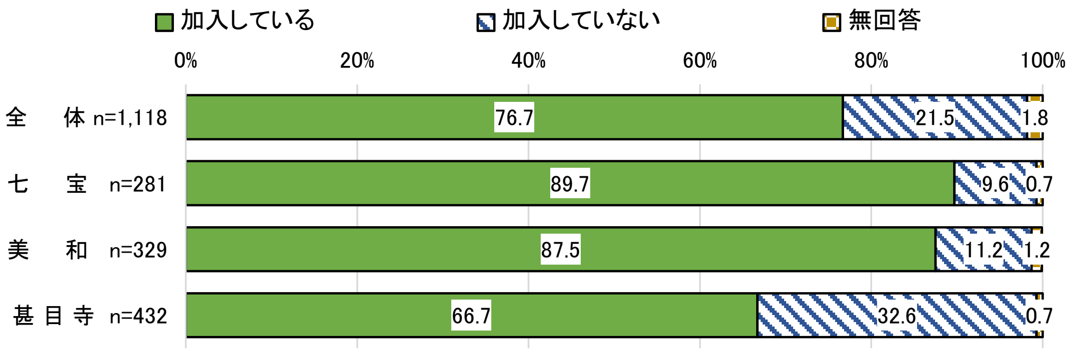

② 地域活動・行事への参加意向について（年代別）

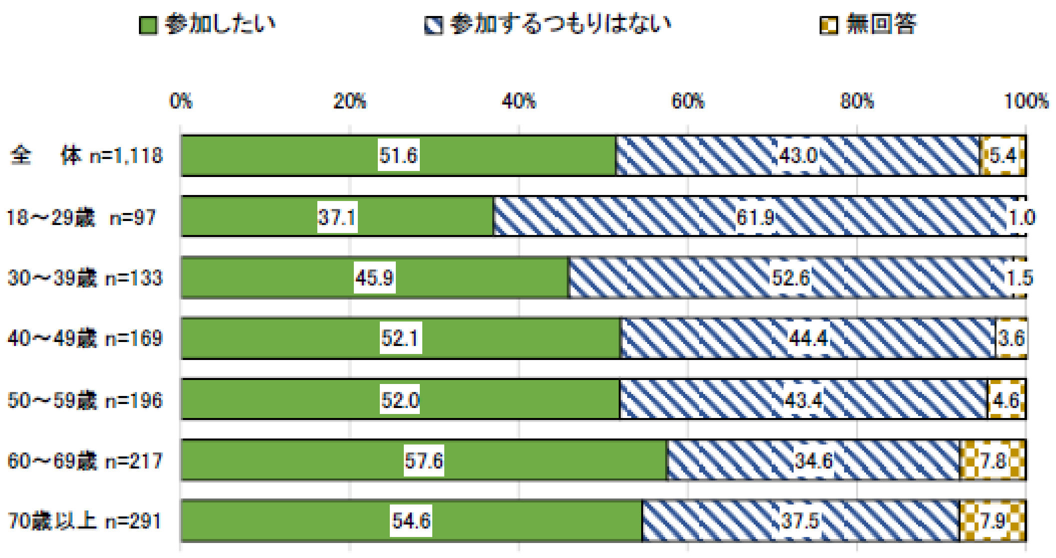

③　地域活動・行事への参加状況について

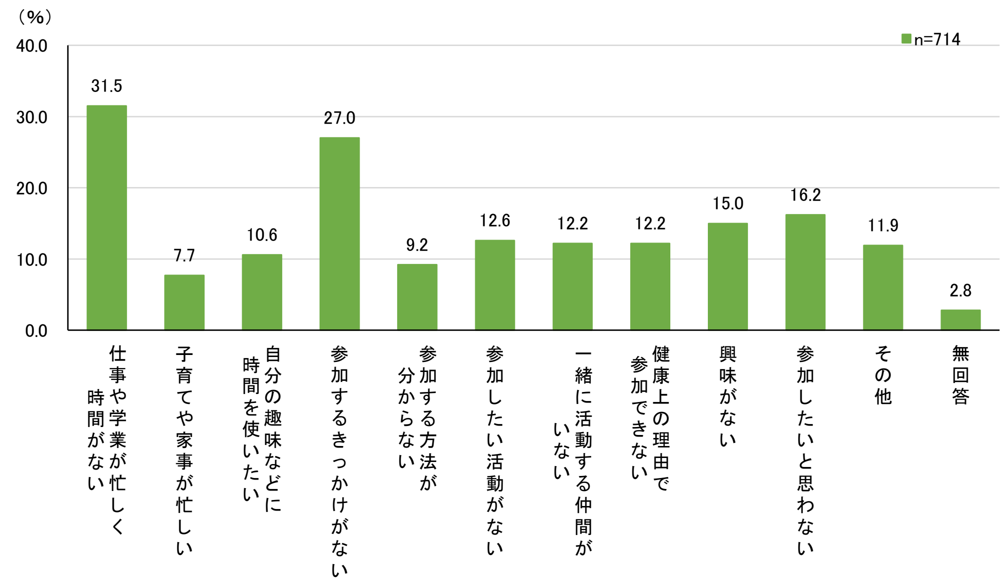

④　地域活動・行事への参加状況について（年代別）

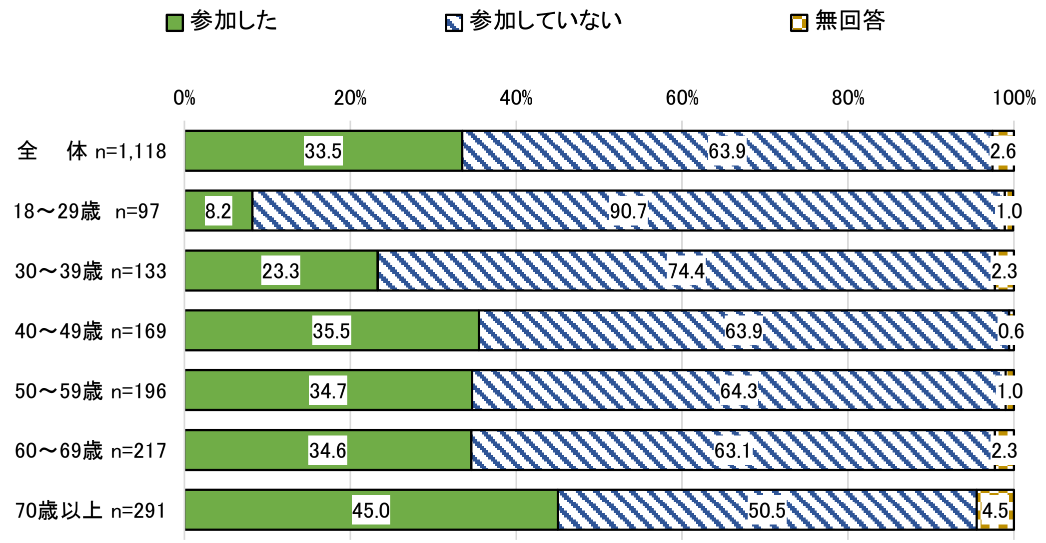

【地域懇談会の意見】

・オープンに行ける場所をつくる。そこに行くと、何かできる、趣味的なことに参加できる、おしゃべりができるような場所
・町内会の事業で世代間でコミュニケーションがはかれる事業を発掘していく。
・誰もが気軽に立ち寄れる場所づくり（市の運営するレストラン・カフェ・子ども食堂）
・町内会の案内などの際に近所を紹介する。町内の子ども向けのイベントなどをメインに伝える
・自治会加入のメリットをできるだけ発信していく。
・自治会に加入すれば特典があるようにする。

（２） 地域の支え合いに関する課題

地域住民が優先的に取り組んでいきたい地域の課題では、子どもに関する回答として「子どもの安全・安心の確保」や「共働き家庭の子どもの放課後の居場所づくり」、「いじめや子どもへの非行への対応」が多くなっており、子どもが安心して育つための環境が必要とされていると考えられます。また「高齢者の見守り体制や生活支援の確保」や「高齢者の社会参加や生きがいづくり」も多くなっているため、子どもから高齢者までを支える仕組みが必要だと考えられます。

新たな地域づくりを築くために進めるべき取組については、「年齢や障がいの有無に関わらず誰もが安心して過ごせる居場所づくり」や「子どもの見守りや防犯活動の推進」が多くなっており、世代を問わない交流活動や居場所づくりを推進することの必要性が高まっていると考えられます。

地域の支え合いの関係を築くために必要だと思うつながりについては、「ご近所、自治会・町内会などのつながり」が最も多くなっています。その他では、「防犯・防災活動を通じたつながり」や「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」などの共通のテーマによるつながりが多くなっており、地域でのつながりを得るためのきっかけをつくることが重要ではないかと考えられます。

【市民アンケート調査結果】

① 地域住民が優先的に取り組んでいきたい地域の課題について

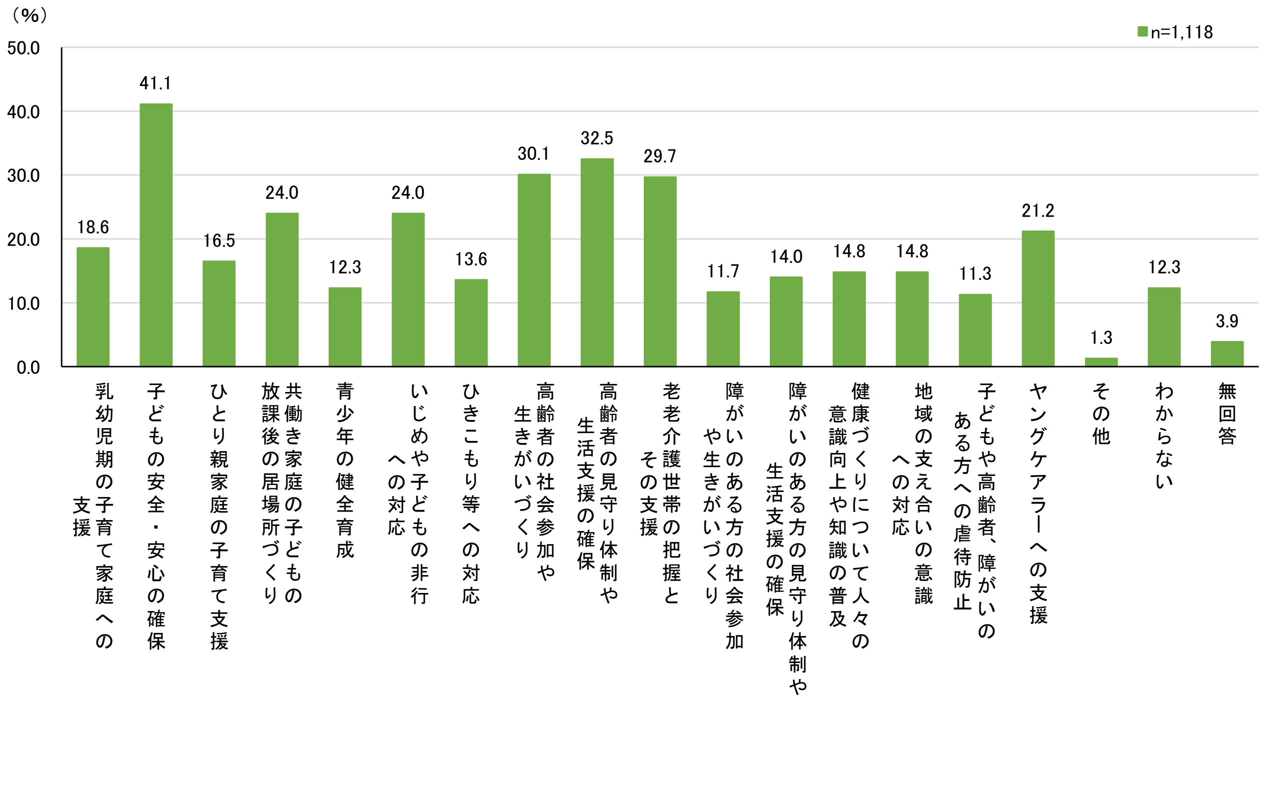

② 新たな地域のつながりを築くために進めるべき取組について

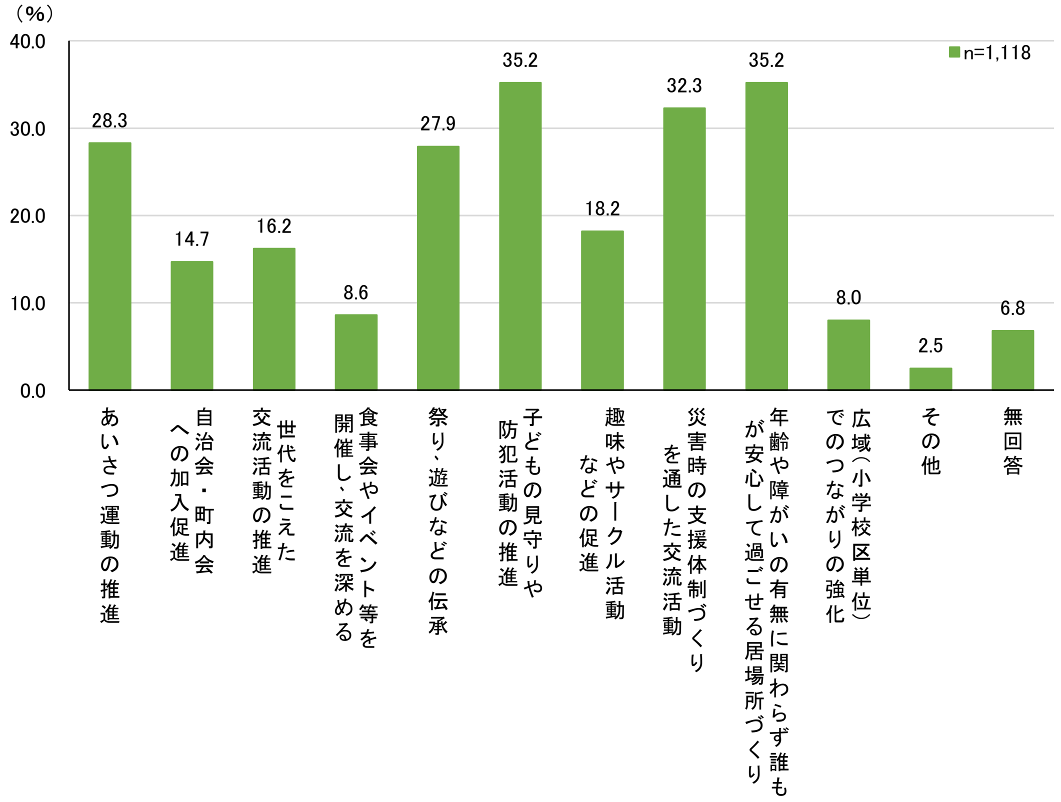

③ 地域の支え合いの関係を築くために必要だと思うつながりについて

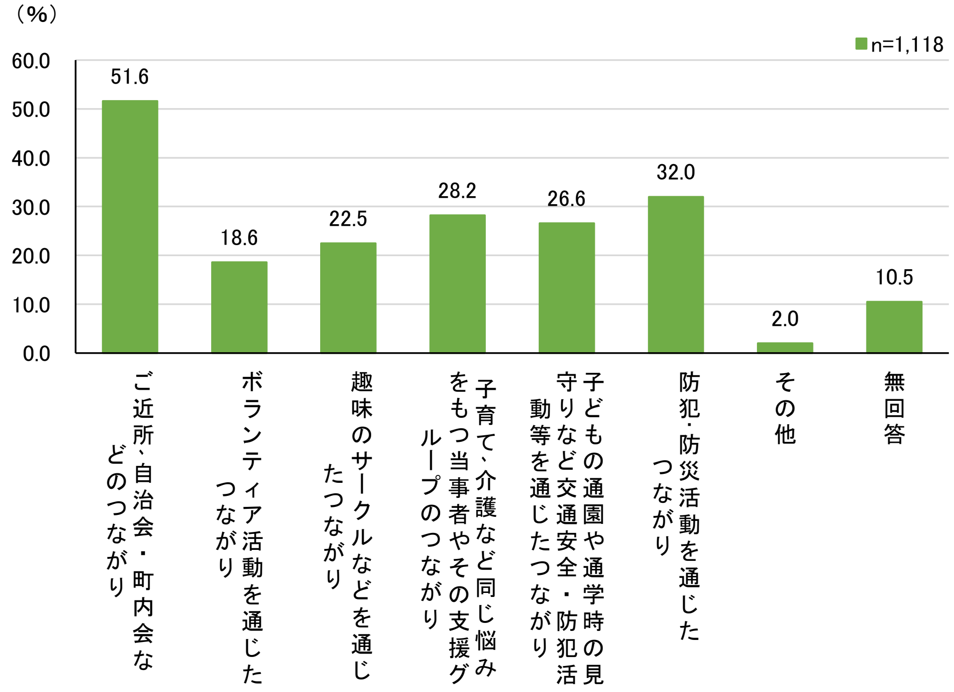

（３） 災害時における活動に関する課題

　災害時に希望する情報収集方法について、「テレビ」や「ラジオ」といった既存のメディアが多く回答されていることに加え、「SNS（LINE、facebook、Twitter など）」が多くなっており、行政による情報発信にＳＮＳの活用が求められていると考えられます。

「災害時に支えあう地域づくり」に必要なことについて、「地域サービスなどを提供する施設や事業者との連携」が最も多く回答されており、次いで「自主防災組織づくり」が多くなっているため、自助、あるいは地域住民同士の互助だけではなく、施設や事業所との連携を含め、地域で一丸となって支え合っていくことが必要だと考えられます。

【市民アンケート調査結果】

① 災害時に希望する情報収集方法について

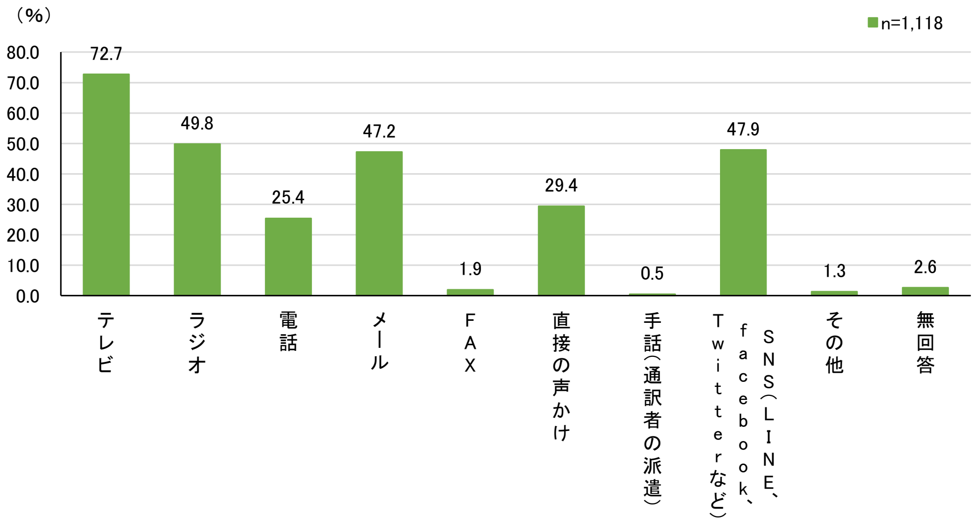

② 災害時に支え合う地域づくりに必要なことについて

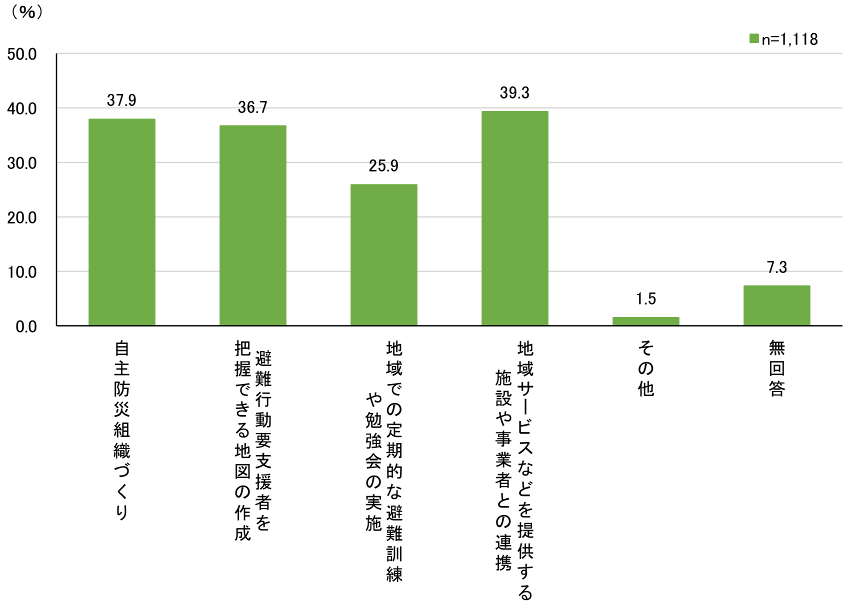

【地域懇談会の意見】

・防災訓練、自主防災の統括が必要
・地域によっては活発な内容で行われている所もあるのでその方達に自主防災の役員にアドバイスの場を設けてもらう。
・避難所を町内での回覧板で発信する。市役所が避難所の場所をわかりやすくする。
・避難体験会を行う（例：避難所に一泊してみよう）
・一刻も早く福祉避難所を地域で確保し、障がい者・障がい児への災害対策を進めてほしい
・外国人の方へ学校から地域防災訓練のお知らせを配布してもらう
・災害時の障がい者の対応計画の作成について、行政は実態を知るために当事者へヒアリングをしてほしい。

３．計画策定の目的

本市が抱える地域課題を解決していくためには、行政による福祉サービスだけではもはや対応できず、地域住民が主体となり課題の解決に取り組むことが必要です。

本市では、「地域福祉」を**「地域のみんなが安心して暮らせるために　地域のみんなで福祉課題の解決に取組むこと」**と定義し、第２次計画の実績も踏まえ、新たに第３次計画を策定します。

あま市における「地域福祉」の定義

地域のみんなが安心して暮らすために **地域のみんなで福祉課題の解決に取組むこと**

第２章　第3次計画の概要

第２章　第３次計画の概要

１．計画の性格

（1）国の動向

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている状況にあります。このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人とが世代や分野を超えてつながることで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。改正社会福祉法（平成 30 年４月１日施行）における「地域福祉の推進」でその実現への取組を推進しています。

■地域共生社会
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会をいう。

■地域福祉の推進
地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、地域住民が抱えている複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、令和２年の社会福祉法の改正により、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■重層的支援体制整備事業
重層的支援体制整備事業とは、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

（２）県の動向

- ●「あいち健康福祉ビジョン」の策定（平成 23 年６月）

福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示しています。

- ●「あいち福祉・医療・保健ビジョン 2026」の策定

令和３年度から令和８年度の６年を期間とし、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第 108 条）と位置付けています。

○あいち福祉医療保健ビジョン 2026（「第 4 章　主要な施策の方向性のうち、地域福祉に関する施策部分の抜粋）

第１節　共に支え合う地域づくり

項目	主要な施策の方向性
（１）分野にとらわれない包括的な支援の推進	重層的支援体制の整備等／生活困窮者への包括的な支援／ひきこもり状態にある人への支援／自殺対策の推進／外国人県民が安心して暮らせる環境づくり／福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等への支援／適切な居住環境の確保／災害時要配慮者への支援の推進
（２）一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり	人権教育・普及の推進／障害のある人への差別解消に向けた取組の推進／新型コロナウイルス感染症への理解促進／権利擁護の推進
（３）地域を支え活躍する人づくり	住民の地域活動への参加促進／地域づくりを担う団体への支援
（４）共に支える意識の醸成と環境づくり	共に支え合う意識の醸成／人にやさしい街づくりの推進

（３）本計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものであり、あま市再犯防止推進計画を内包するものです。

≪根拠法令・計画の性格≫

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画
計画の策定主体	地域住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関の主体的参加を得て、市町村社会福祉協議会が策定

（４）計画の位置づけ

改正社会福祉法により、地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、本計画では市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。また、あま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する第３次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画とも整合を図り、相互に連携した計画とします。

総合計画及び個別計画との関係

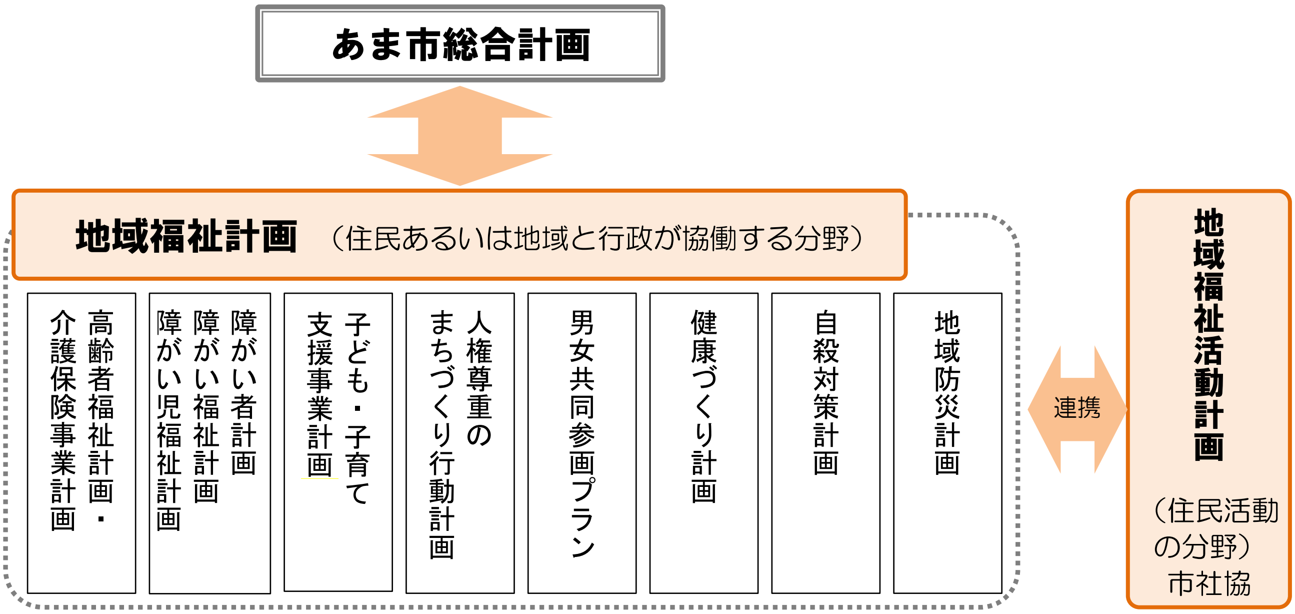

※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年６月２日閣議決定）
「地域共生社会の実現」まち・ひと・しごと創生基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）
※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち福祉医療保健ビジョン 2026）」（令和３年度～）

（５）計画の期間

本計画は、令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの５年間の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

また、同時に策定する「第３部　あま市成年後見制度利用促進基本計画」との整合を図ります。

≪計画期間≫

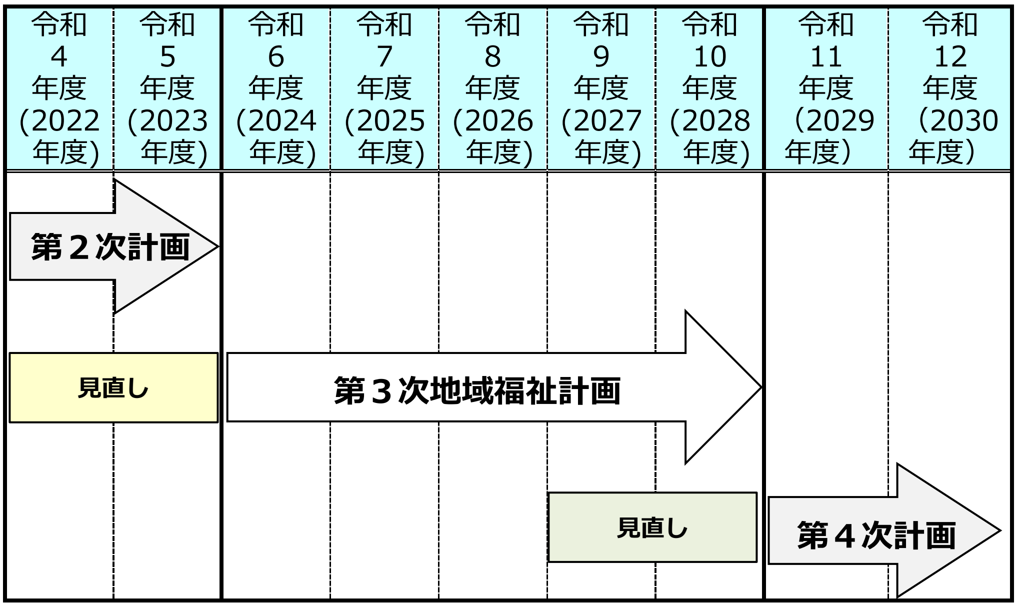

2．基本理念

計画策定の目的である、みんなで地域の福祉課題を解決していくためには、住民一人ひとりや多様な主体が参画し、行政との包括的な連携により、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながりみんなが安心して共生できる「地域共生社会」の実現を目指すことが必要です。

本市では、この「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援の必要な人だけでなく、地域のあらゆる人を対象とした「福祉コミュニティ」を推進するための「みんなでつくり、みんなが集う　あまの福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。

基本理念

みんなでつくり　みんなが集う
あまの福祉コミュニティ

○地域包括ケアシステムとの整合

福祉コミュニティづくりに当たっては、地域包括ケアシステム※と整合性を図り、あま市全域を福祉コミュニティの範囲と位置付けます。

また、地域コミュニティは、身近な自治会・町内会の範囲とします。

※地域包括ケアシステム：医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が身近な地域で包括的に確保される体制。

■計画における範囲の設定

地域の範囲	地域福祉計画
あま市全域	福祉コミュニティ
自治会・町内会	地域コミュニティ

（1）地域コミュニティの考え方

○地域コミュニティ

・本計画では、「地域の中で生じる課題を地域住民による支え合いにより解決するつながりの場」とします。

・地域コミュニティの範囲は、身近な「自治会・町内会」とします。

地域コミュニティのイメージ

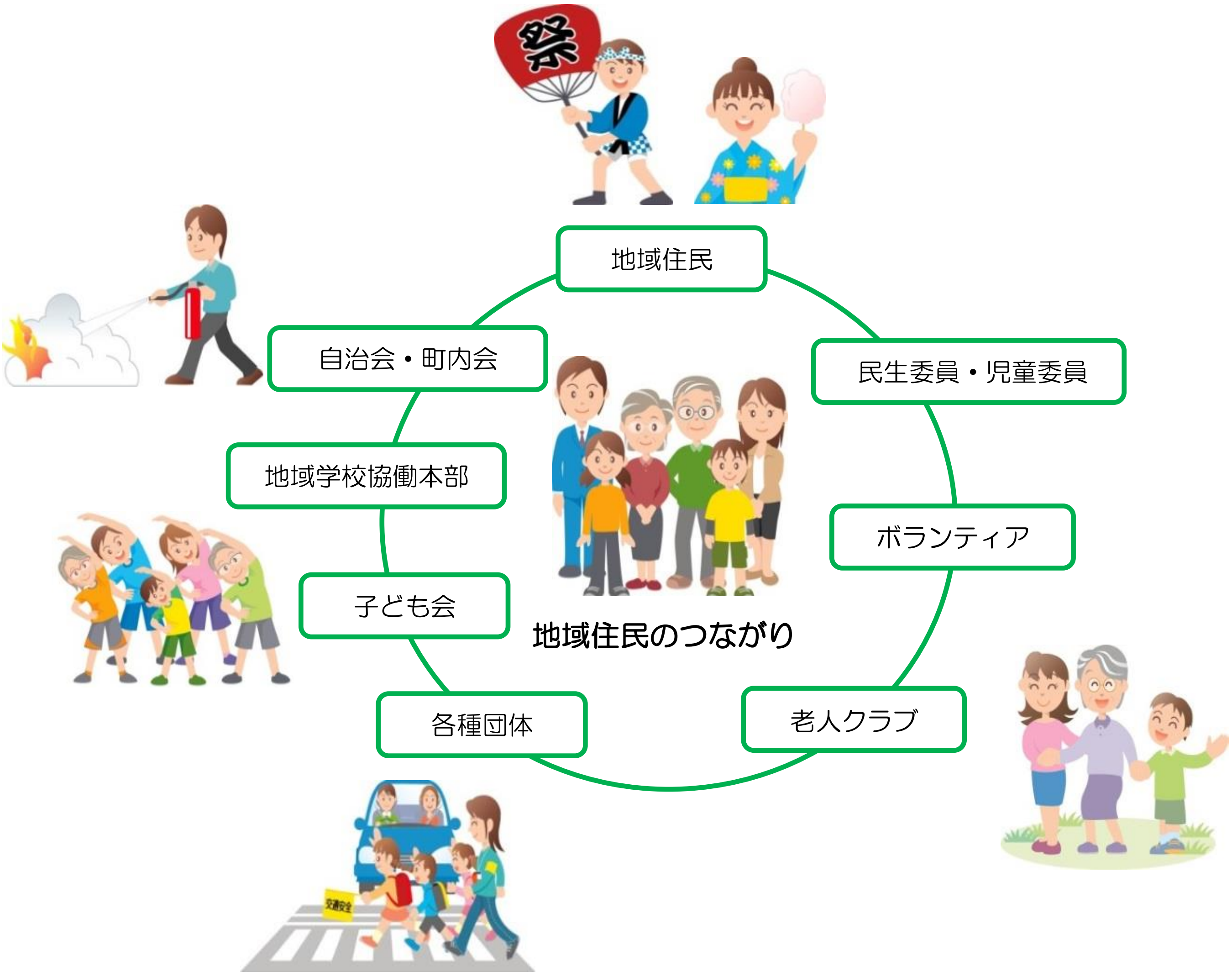

（２）福祉コミュニティの考え方

○福祉コミュニティ

・本計画では、「地域の中で生じる福祉課題について、地域住民、関係機関、事業者等との包括的な連携支援によって解決していく仕組みを持つ地域社会」とします。

・「支える人」「支えられる人」は、支援を通じて時と場合で役割が入れ替わるため、「お互い様」という、支援が必要な人を中心に据える支え合いの関係づくりが重要となります。

福祉コミュニティのイメージ

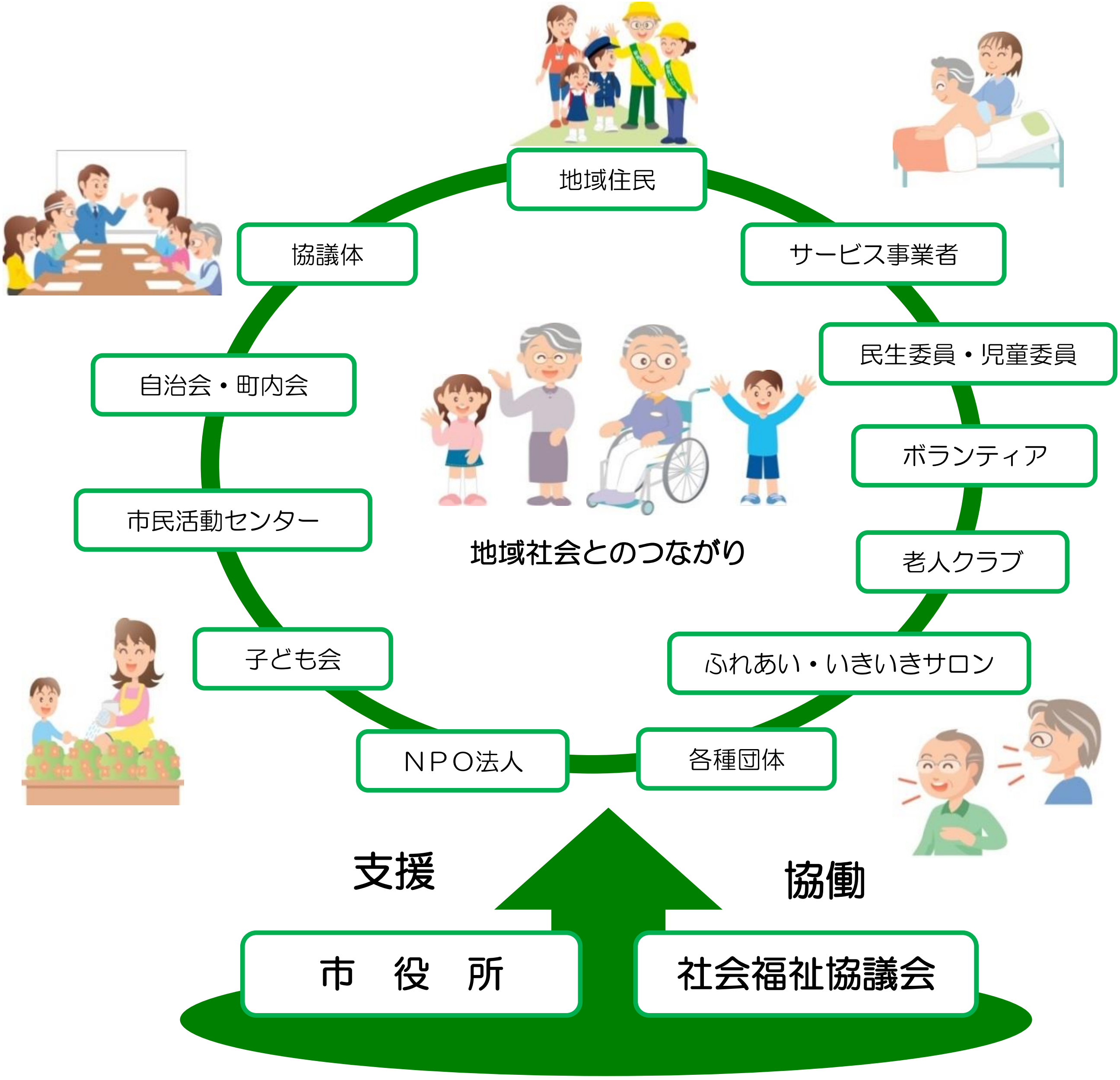

3．基本方針

本計画の基本方針を、「地域コミュニティの再構築」、「福祉コミュニティの充実」、「だれもが集うコミュニティの構築」の３つとし、基本方針のもとに関連する基本目標を設定します。

1　地域コミュニティの再構築

これからの地域コミュニティを構築していきます

地域コミュニティづくりのための地域活動や行事への参加促進を行ってきましたが、コロナ禍によって地域やコミュニティ同士のつながりが薄れ、これまで地域が抱えてきた課題が顕在化しています。つながりが薄れたコミュニティを再構築するためには、再度地域で集う活動の参加への理解を深め、活動を展開していくこと、また参加しやすい活動の機会を提供することが重要になるため、これまでの地域コミュニティの再構築のための取組を推進していきます。

2　福祉コミュニティの充実

みんなが安心して暮らせる地域をつくりましょう

これまでの福祉コミュニティの構築においては、地域みんなが主役で主体的に活動できる環境づくりや地域の様々な団体等が生活支援において連携する取組を進めてきました。福祉の課題が複雑化する状況においては、より一層の地域の連携と包括的に支援する体制づくりが必要なため、福祉コミュニティ充実のための取組を推進していきます。

3　だれもが集うコミュニティの構築

だれもが集うことのできるコミュニティが必要です

福祉課題が複雑化・複合化している状況においては、公的サービスでは対応が難しい課題が顕在化し、重層的な支援体制を構築していくことが必要になります。また、子どもから高齢者まで多世代が交流する場づくりなど、コミュニティの垣根を越えてだれもが集うことのできる場所づくりが重要です。地域コミュニティや福祉コミュニティの枠にとらわれない、だれもが集うコミュニティの構築に向けた取組を推進していきます。

４．基本目標

基本理念	基本方針	基本目標
みんなでつくり、みんなで集う　あまの福祉コミュニティ	**1．地域コミュニティの再構築** これからの地域コミュニティを構築していきます	基本方針の方向性に沿って今後検討
	2．福祉コミュニティの充実 みんなが安心して暮らせる地域をつくりましょう	
	3．だれもが集うコミュニティの構築 だれもが集うことのできるコミュニティが必要です	

5．計画の担い手と推進体制

地域住民が主体となって地域で福祉課題を解決していくためには、それぞれの役割を担い連携しながら一体となって推進していく体制が必要です。
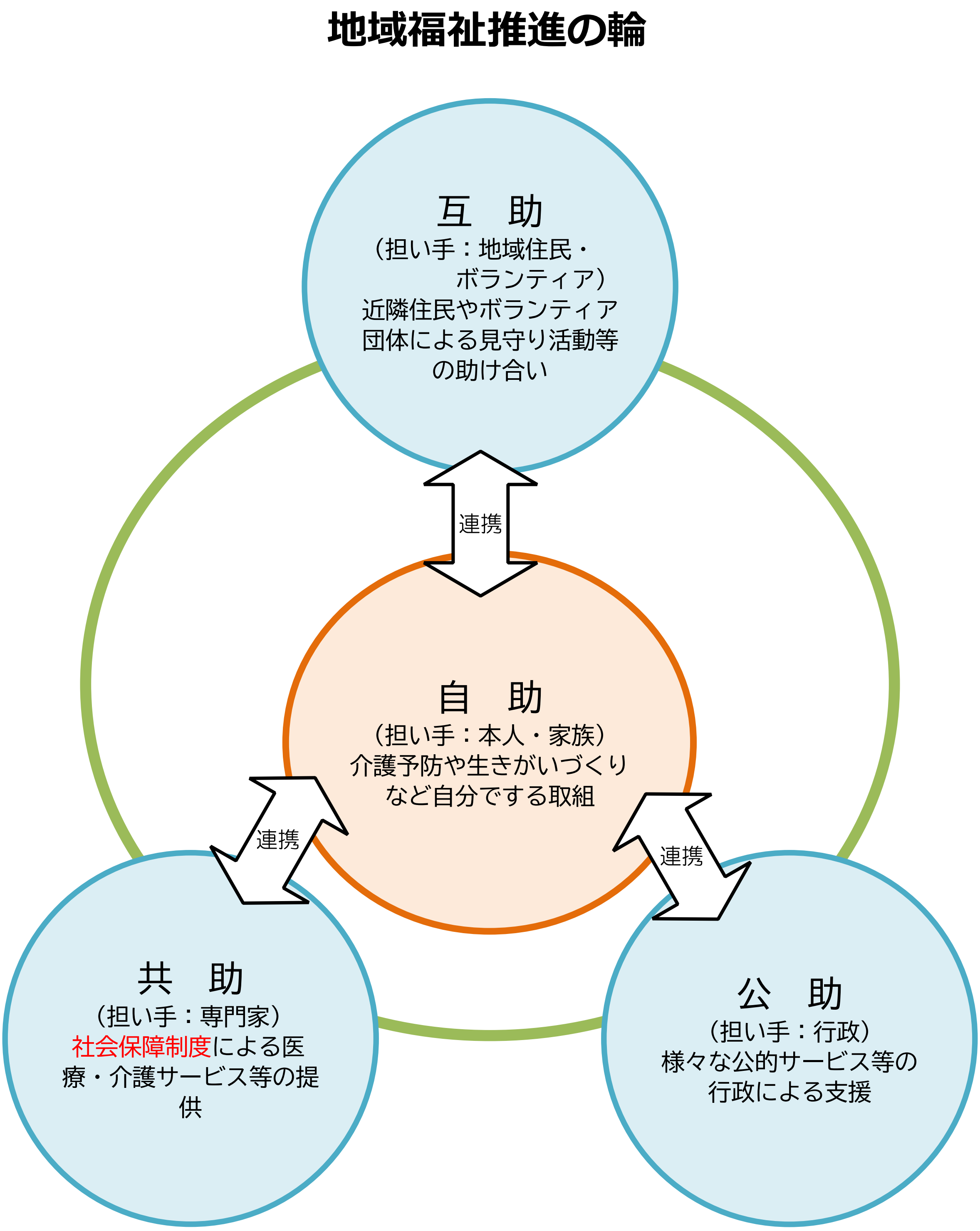
本計画における役割を次のとおり示します。